

第5章 計画の推進体制

1. 本計画を推進するために
2. 取組の進捗評価
3. 計画の見直し



第5章 計画の推進体制

1. 本計画を推進するために

(1) 市民、事業者、市の責務と連携

市民は、本市の環境をつくるのは自分たちであるという自主的な意識を持ち、活動することが求められます。

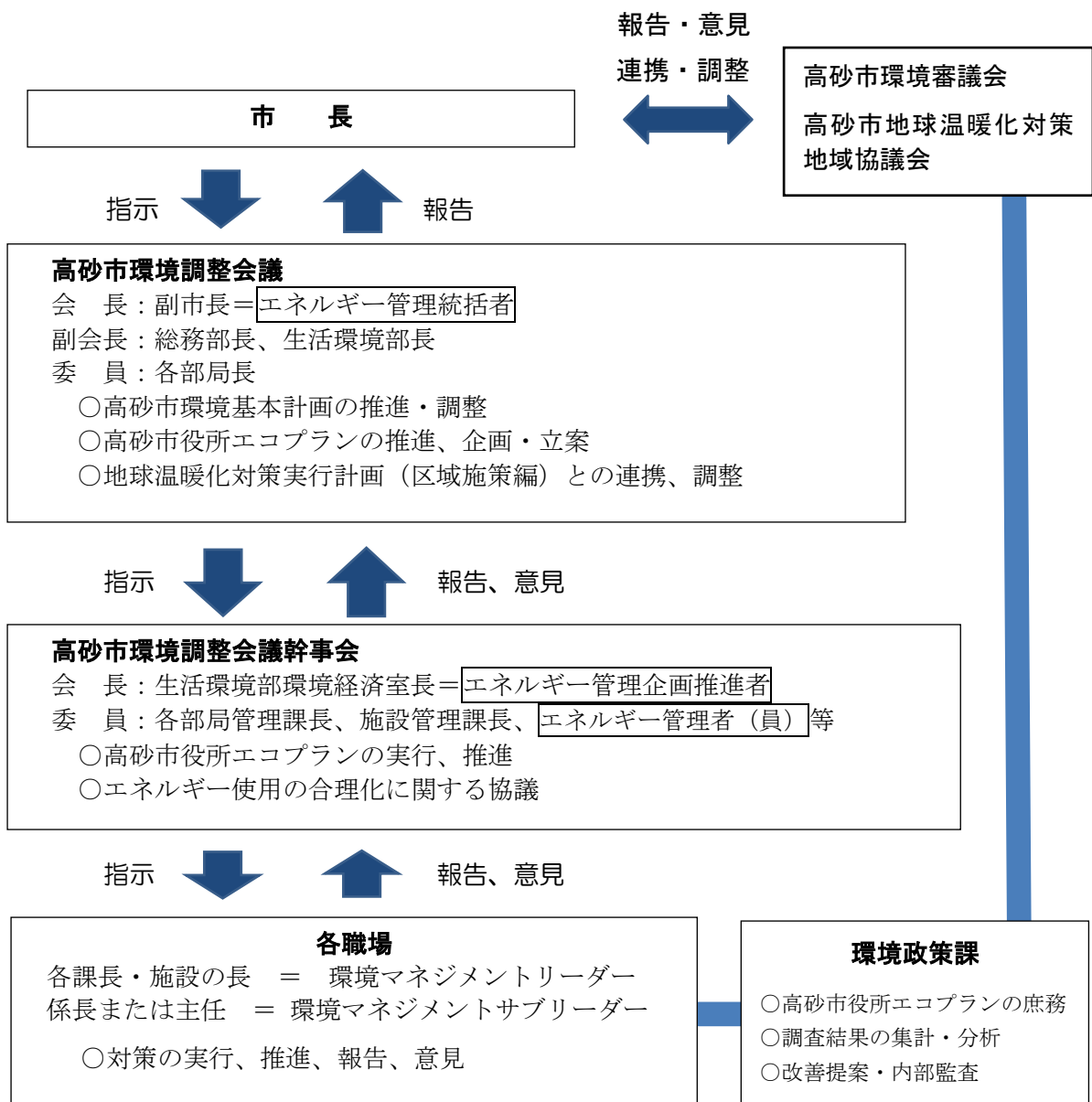
事業者は、本市の環境保全に大きな役割を持つことを自覚し、自主的な環境保全活動を含めた事業活動の継続が求められます。

市は、市民の意見を反映した本計画に沿った施策を実施するとともに、他市町や県、国等とも本計画に沿って積極的に連携することが求められます。また、市民、事業者の環境保全活動を支援することも必要です。

本計画の実現のため、市民、事業者、市はそれぞれの責務を明らかにし、それぞれができることを積極的に持ち寄り、支え合い、良好な関係を築きます。

(2) 市庁内組織による推進

庁内においては、部長で組織する環境調整会議により、本計画を推進します。その中には、市独自の環境マネジメントシステム（「高砂市役所エコプラン」）で示す取組も加え、本計画の理解を進めるための研修等を実施するほか、進捗状況を把握すること等により、本計画を反映した施策を推進します。



 は、省エネ法による特定事業者「高砂市」の省エネルギー推進体制による名称

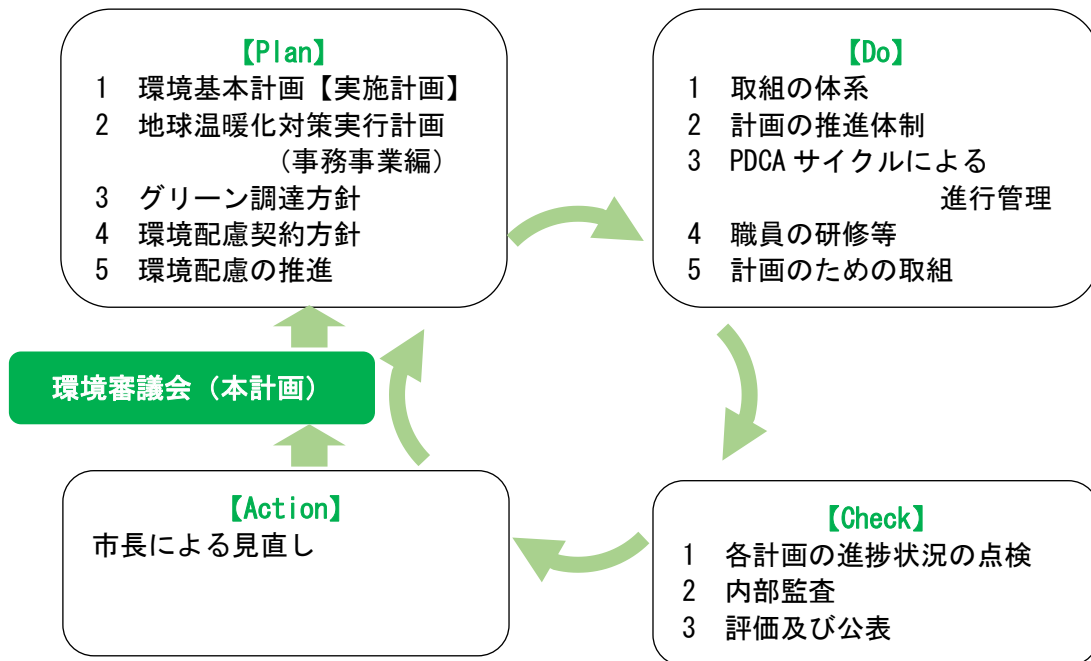
推進体制

2. 取組の進捗評価

(1) 市庁内組織による評価

「高砂市役所エコプラン」において、本計画の進捗状況を把握し、市庁内組織による評価を実施します。

この評価は年度ごとに行います。



高砂市役所エコプランの概念図

(2) 環境審議会による意見

本計画の、市庁内組織による評価及び「高砂市の環境」に示す監視測定結果について、環境審議会の意見を聴きます。

この意見聴取は、基本的に年度ごとに行います。

(3) 進捗評価の公表

本計画の評価は、環境審議会による意見を付し、市の施策の改善に役立てるよう、市庁内組織で共有し、市長による見直しを実現します。

3. 計画の見直し

社会経済情勢や環境変化などに適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを検討します。

見直しの必要性については、毎年ごとに実施する評価の際、環境審議会により付された意見に基づき検討します。

見直しを実施する際には、市民の意見を反映するよう努め、環境審議会の意見を聴きます。